

電気通信事業者のネットワーク構築マニュアル

(令和5年8月21日改訂)

総務省

目次

はじめに	1
連絡先	2
[総論]	
1 電気通信事業法について	5
2 本マニュアル中の用語の定義について	5
3 ネットワーク構築の方法について	7
4 回線設備を設置する区域の範囲と必要な手続の範囲について	9
[各論]	
1 線路敷設	12
2 I R U	13
3 卸電気通信役務	14
4 接続	18
[参考]	
I R Uの要件	22
I R Uに関するQ & A	25

はじめに

我が国では、昭和 60 年 4 月に電気通信市場の全分野に市場原理が導入され、これにより、現在までに多数の事業者が電気通信市場に参入しています。その後、平成 10 年 2 月には、NTT（現 NTT 及び NTT 東西）以外の第一種電気通信事業者の外資規制が撤廃され、現在までに多数の外資系電気通信事業者も我が国の電気通信市場に参入しています。このように、多数の事業者による新規参入を促進することにより、料金の低廉化、サービスの多様化・高度化の実現が図られています。

本マニュアルは、電気通信事業者のネットワーク構築に係る制度を取りまとめ、関係者の理解の促進を図ることを目的としたものであり、本マニュアルの作成・公表により、電気通信事業に係る制度の透明性を一層高め、既に電気通信市場に参入している事業者や、今後参入を計画する者における柔軟かつ迅速なネットワーク構築に資するとともに、電気通信市場における競争を一層促進することを期待するものです。

なお、本マニュアルは、電気通信事業者において一般的に採用されているネットワーク構築の方法を分類・整理し、それぞれに対し利用者保護や公正競争確保の観点から適用される規律の趣旨・概要を紹介することにより、ネットワーク構築に係る諸制度の全体像を明らかにすることを主眼とするものです。したがって、個々の制度の手続や規律の詳細については、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）及び関係政省令や、次のマニュアル等を参照ください。

- ・ 電気通信事業参入マニュアル
- ・ 公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン
- ・ 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針
- ・ 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準等の概要
- ・ 電気通信紛争処理マニュアル【電気通信事業紛争処理委員会】
- ・ MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン
- ・ 電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン

※ 総務省ホームページ ⇒<http://www.soumu.go.jp>

また、総務省においては、今後とも、公正競争や利用者保護が確保される範囲において、電気通信事業者のネットワーク構築の柔軟性を一層向上させる観点から、これに係る制度を必要に応じて見直していくこととし、本マニュアルについても、それに伴い、適切に見直していくことを予定しております。

なお、本マニュアルについて、不明な点等がありましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

【連絡先】

	住 所	電話番号
総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課	〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館	03-5253-5835
総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課		03-5253-5842
総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課		03-5253-5852
総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課		03-5253-5862
総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 基盤整備促進課		03-5253-5817

北海道総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	〒060-8795 札幌市北区 北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 (内4705)
東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	〒980-8795 仙台市青葉区 本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-221-0630
関東総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	〒100-8795 東京都千代田区 九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-6238-1679
信越総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026-234-9948
北陸総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076-233-4422
東海総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	〒461-8795 名古屋市東区 白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	052-971-9403
近畿総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	〒540-8795 大阪市中央区 大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	06-6942-8518
中国総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	〒730-8795 広島市中区 東白島町19-36	082-222-3378
四国総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	〒790-8795 松山市味酒町2-14-4	089-936-5042
九州総合通信局 情報通信部 電気通信事業課	〒860-8795 熊本市西区 春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-326-7824
沖縄総合通信事務所 情報通信課	〒900-8795 那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区	098-865-2302

[総論]

1 電気通信事業法について

- (1) 電気通信事業法（以下「法」といいます。）は、電気通信市場の全分野への競争原理の導入に伴い、電気通信事業を規律する法律として昭和 60 年 4 月 1 日より施行されました。
- (2) 法は、電気通信事業の公共性に鑑み、その運営を適切かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともに、その利用者等の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とするものです。
- (3) 具体的には、通信の秘密の保護、利用の公平、重要通信の確保のほか、電気通信事業の登録・届出、電気通信事業者の業務運営、電気通信設備の技術基準適合性の確保、土地等の使用等についての規律が定められています。

2 本マニュアル中の用語の定義について

本マニュアルにおいて、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによります。

(1)光ファイバ等

光ファイバ、同軸ケーブル、アンテナ等、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の通信資材をいいます。

(2)設置

光ファイバ等を電気通信が可能な状態に構成した上で、電気通信を行う主体が継続的に支配・管理すること（「所有」の有無を問いません。）をいいます。

(3)電気通信設備（法第 2 条第 2 号）

電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます（すなわち、光ファイバ等が「設置」されている状態にあるものです。）。

(4) I R U

破棄し得ない使用权（indefeasible right of user）のことをいいます。破棄し得ない使用权とは、契約（契約以外の協定等の形式を含みますが、本マニュアルでは「契約」と総称します。）によって定められ、関係当事者の合意がない限り破棄又は終了させることができない長期安定的な使用权のことです。

他者の所有する光ファイバ等について I R U の設定を受けた事業者は、当該光ファイバ等を継続的に支配・管理している状態にあると認められます。

(5)伝送路設備

送信の場所と受信の場所（隔地間）を接続する電気通信設備をいいます。

(6)電気通信回線設備（法第9条）

伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。

(7)電気通信役務（法第2条第3号）

電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。

(8)利用者

電気通信事業者から電気通信役務（電気通信事業者が営む電気通信事業等に係るものに限る。）の提供を受ける者をいいます。なお、電気通信事業者が、他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受ける場合は、当該事業者も「利用者」に該当します。

(9)一般利用者

利用者のうち、電気通信事業者たる利用者を除く者をいいます。「エンドユーザ」ともいいます。

3 ネットワーク構築の方法について

現在、電気通信事業者において一般的に採用されているネットワーク構築の方法には、おおむね、次のようなものがあります。電気通信事業者の多くは、これらの方法を柔軟に組み合わせて、自らのネットワークを構築しています。

(1) 「設置」方式

自ら伝送路設備を設置して、利用者に電気通信役務を提供する方式

① 「線路敷設」方式

自ら光ファイバ等を敷設・所有し、伝送路設備として設置する方式

② 「IRU」方式

他者の所有する光ファイバ等についてIRUの設定を受け、伝送路設備として設置する方式

(2) 「卸役務」方式

他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより、他者の設置する電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する方式

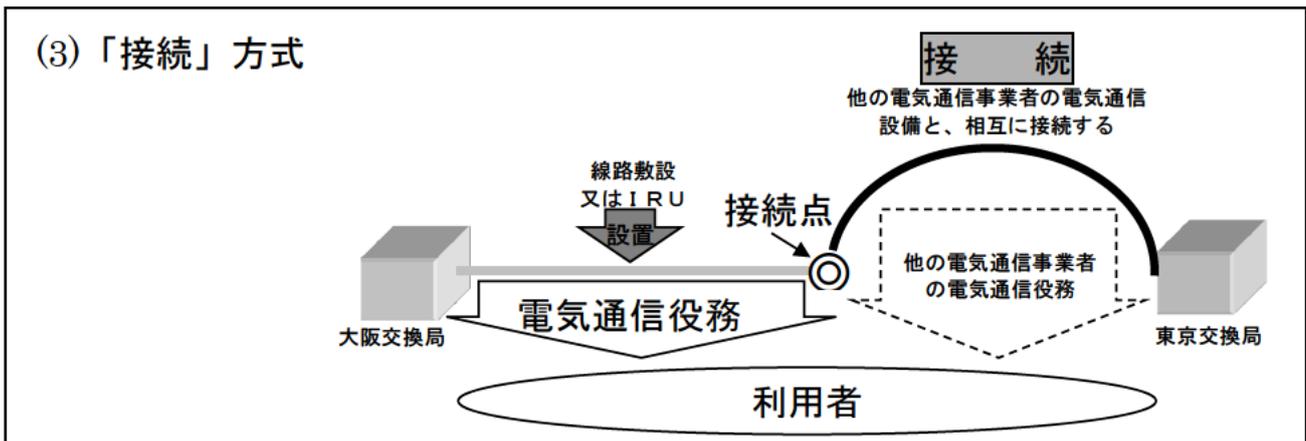
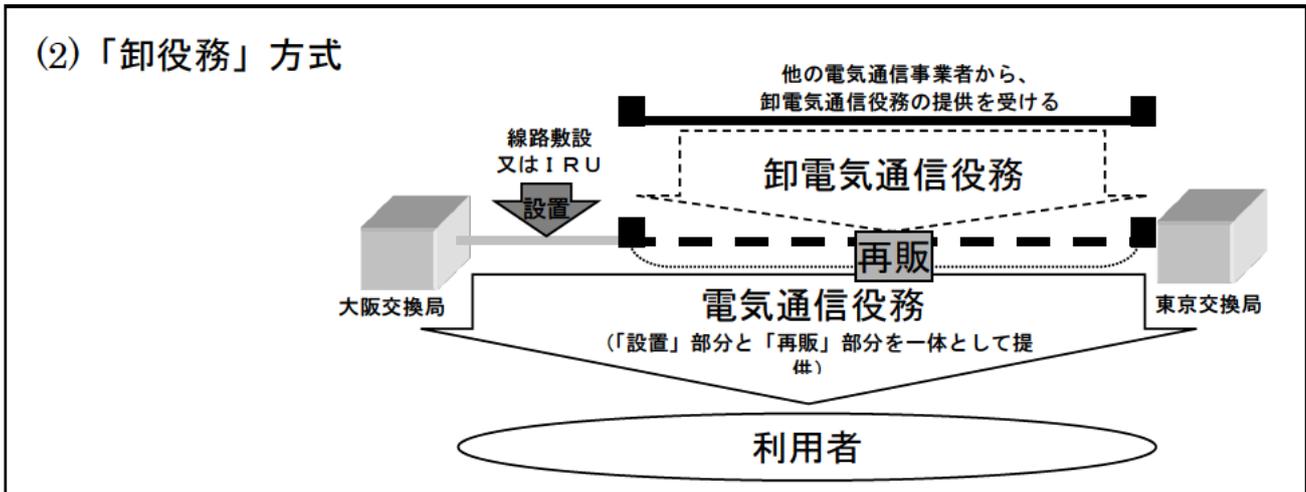
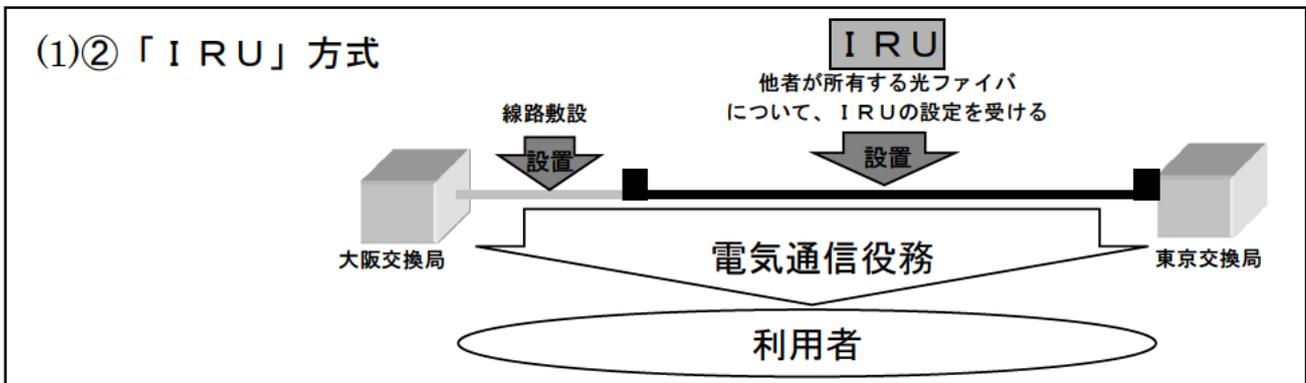
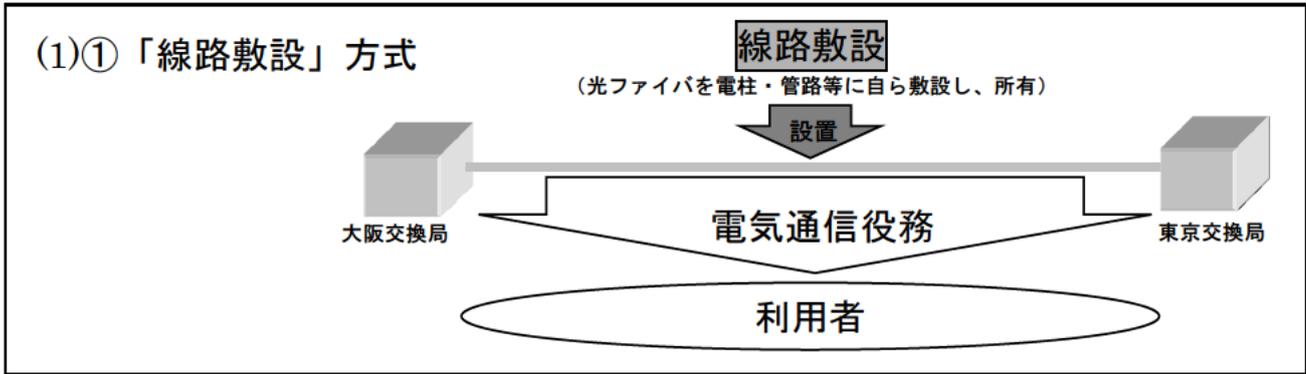
(3) 「接続」方式

自らの電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備を相互に接続し、それぞれの事業者が、利用者に対し、自らの電気通信設備に係る電気通信役務を提供する方式

※ なお、電気通信業務の一部を他者に委託する業務委託制度は、平成16年4月1日に施行された改正電気通信事業法において廃止されたため、現在は「業務委託」方式を採用することはできませんが、上記(2)のように他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることによって、「業務委託」方式とほぼ同様にネットワークを構築することが可能です。

電気通信事業者のネットワーク構築イメージ

～電気通信事業者が特定区間の光ファイバを調達する場合～



4 回線設備を設置する区域の範囲と必要な手続について

- (1) 電気通信事業を営もうとするに当たっては、電気通信回線設備を設置する区域の範囲に応じて、次のように2つの種類の手続が定められています(法第9条、法第16条第1項、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」といいます。)第3条第1項)。

電気通信事業 ⇒ 登録を要する電気通信事業(登録制) ⇒ 届出を要する電気通信事業(届出制)

- (2) 具体的には、総務省令で定める次の①又は②のいずれかの基準を超える電気通信回線設備を設置(IRUにより設置する場合を含みます。)して電気通信事業を営もうとする者については、登録(法第9条)を要することとしているところです。(※)

① 端末系伝送路設備(端末設備又は自営電気通信設備と接続される伝送路設備をいいます。)の設置の区域が一の市町村(特別区を含む。政令指定都市にあっては、「区」又は「総合区」)の区域にとどまること。

② 中継系伝送路設備(端末系伝送路設備以外の伝送路設備をいいます。)の設置の区間が一の都道府県内の区域にとどまること。

※ ただし、上記①又は②のいずれかの基準を超える電気通信回線設備を設置する場合であっても、当該電気通信回線設備が電波法(昭和25年法律第131号)第7条第2項第6号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備である場合は、登録ではなく届出を要することとなります。

- (3) これに対し、
- (イ) 上記(2)の①及び②に掲げる基準の双方を満たす電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営もうとする者
 - (ロ) 電気通信回線設備を自ら設置せずに電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする者
 - (ハ) 電気通信回線設備を自ら設置せずに電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、ドメイン名電気通信役務、検索情報電気通信役務若しくは媒介相当電気通信役務に該当する電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする者
- については、届出(法第16条第1項)を要することとしているところです。

- (4) また、電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業者は、登録・届出の別を問わず、法第117条第1項の規定に基づき総務大臣の認定を受けることができます。認定を受けた電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」といいます。）は、一定の要件の下で、他人の土地等について使用権を設定することができるなどの特権が認められています（詳細については、〔各論〕1. 線路敷設の項を参照ください。）。

[各 論]

1 線路敷設

(1) 概要

電気通信事業者が電気通信回線設備を設置する基本的な形態として、自ら光ファイバ等を敷設・所有することが挙げられます。

(2) 合意の要否

- ① 光ファイバ等の敷設を行う際には、ほとんどの場合、当該光ファイバ等を敷設するため、他人の土地、建物、電柱、管路等を使用する必要性が生じます。
- ② これについては、基本的には、電気通信事業者が、当該土地等の所有者と個別に交渉し、当事者間の合意の下で、土地等の使用権を設定することになります。
- ③ しかしながら、電気通信事業は、国民生活や経済活動に不可欠な電気通信サービスを提供する公共的な事業であるところ、電気通信事業者が光ファイバ等を敷設するに当たって、例えば、一部の土地所有者の拒否にあつて、迂回を余儀なくされるような事態となれば、電気通信事業の遂行に著しい支障を来すこととなります。
- ④ そこで、認定電気通信事業者については、一定の条件の下で、他人の土地等について使用権を設定すること（法第 128 条以下）が認められています。
- ⑤ 総務省は、認定電気通信事業者による線路敷設の円滑化を図り、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の整備等を推進する観点から、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を策定し、平成 13 年 4 月から運用を開始しています。
- ⑥ また、認定電気通信事業者については、道路占用許可（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項）の適用に当たっても、一定の基準を満たす場合は許可を与えなければならない（義務占用：同法第 36 条第 2 項）とされており、このほか、共同溝等の利用も可能となっています。
- ⑦ これら、認定電気通信事業者に付与されている優遇措置は、「公益事業特権」と総称されています。

(3) 認定を受けていない電気通信事業者に係る取扱い

認定を受けていない電気通信事業者も、自ら光ファイバ等を敷設・所有することができますが、「公益事業特権」の適用はありません。

2 I R U

(1) 概要

- ① 電気通信事業者は、自ら光ファイバ等を敷設・所有するほか、他者（電気通信事業者でない者を含みます。）の所有する特定区間の光ファイバ等について I R U の設定を受け、伝送路設備を設置することが可能です。
- ② I R U に係る契約が I R U の要件（参考を参照）に適合する場合は、I R U が設定されたもの（すなわち、I R U の設定を受ける電気通信事業者が、当該光ファイバ等を継続的に支配・管理している状態にあるもの）として認められます。
- ③ 一方、光ファイバ等の所有者が、I R U 要件を満たさない契約により、当該光ファイバ等を提供する場合は、電気通信役務を提供すること（いわゆる「ダークファイバ貸し」）になるので、電気通信事業の登録又は届出の手續（法第 9 条、法第 16 条第 1 項）等を経なければなりません。

※ 施行規則様式第 3（ネットワーク構成図）には、他者から I R U により調達する設備の構成の概要、当該他者の名称等を記載することとされています（施行規則様式第 3 注 2）。

(2) 「線路敷設」方式との比較

I R U の設定を受けて伝送路設備を設置する場合についても、自ら線路を敷設・所有して伝送路設備を設置する場合と同様に、「電気通信設備の概要」や「業務区域」の変更手續（法第 13 条、法第 16 条第 4 項）、技術基準適合維持義務（法第 41 条）といった電気通信回線設備を設置する電気通信事業者に係る規律が適用されます。

(3) 合意の要否

I R U の設定は、あくまで当事者の合意の下に行われるものであり、「I R U」方式による光ファイバ等の提供は、法的に義務付けられているものではありません。

3 卸電気通信役務

(1) 概要

- ① 電気通信事業者は、一般利用者と同様、利用者としての立場で、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受け、これを利用者に再販することができます（「卸役務」方式）。
- ② 平成 16 年 4 月 1 日に施行された改正電気通信事業法により、基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務以外の電気通信役務については、契約約款等の作成・届出義務が廃止され、料金その他の提供条件を相対により定めて個別に契約を締結することも可能となっています。
（なお、第二号基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務についても、当該電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件について別段の合意がある場合には、届出契約約款又は保障契約約款によらずに当該電気通信役務を提供することが可能です（法第 19 条第 3 項又は法第 20 条第 5 項）。）

(2) 「設置」方式との比較

- ① 電気通信事業者が、「卸役務」方式により役務を提供する場合にあっては、他の電気通信事業者の電気通信設備を自らの電気通信事業の用に供させることとなりますが、その部分についても、「業務区域」の変更手続（法第 13 条、法第 16 条第 4 項）といった規律は適用されます。
- ② ただし、当該電気通信設備（他の電気通信事業者の電気通信設備）については、自ら設置する電気通信設備ではないので、「電気通信設備の概要」の変更手続（法第 13 条、法第 16 条第 4 項）や、技術基準適合維持義務（法第 41 条）の適用はありません。
※ 施行規則様式第 3（ネットワーク構成図）には、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けてネットワークを構成する区間、当該他の電気通信事業者の名称等を記載することとされています（施行規則様式第 3 注 2）。

(3) 合意の要否

① 役務提供義務等

ア 基礎的電気通信役務、指定電気通信役務及び認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者には、これらの役務について役務提供義務（法第 25 条第 1 項・第 2 項・第 3 項、法第 121 条第 1 項）が適用されるため、当該電気通信事業者に対し電気通信役務の提供を求める場合は、正当

な理由がなければ、提供を拒否されることはありません。

イ なお、役務提供義務が適用されない電気通信役務であっても、全ての電気通信事業者は、当該電気通信役務の提供にあたり不当な差別的取扱いをしてはならないこととされており（法第6条）、不当な差別取扱いを行っていると思われるときには、総務大臣による業務改善命令の対象となることがあります（法第29条第1項第2号）。

② 指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務

ア 指定電気通信設備（4(3)②参照）を用いる卸電気通信役務については、指定電気通信設備に関する情報の一覧性を確保する観点から、指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該卸電気通信役務の提供に関する情報について遅滞なく総務大臣に届け出なければならないこととされており（法第38条の2第1項）、総務大臣は、届け出られた内容を整理、公表することとされています（法第39条の2）。

イ 指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないもの（特定卸電気通信役務）については、広く一般利用者が利用するサービスの提供のため多くの電気通信事業者により用いられる卸電気通信役務でありながら、長期にわたる卸料金の高止まりが指摘されており、十分に競争が働く環境が実現されてこなかった状況を是正する観点から、正当な理由がある場合を除き、役務提供義務（法第38条の2第2項）及びその提供に係る協議の円滑化に資する事項の提示義務（同条第3項）が課されています。当該提示義務に違反した場合、総務大臣による業務改善命令の対象となることがあります（同条第4項）。

ウ 現在のところ、特定卸電気通信役務には、第一種指定電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービス、第二種指定電気通信設備を用いる携帯電話、全国BWAアクセスサービス等の卸電気通信役務が該当します（令和5年6月現在）。

③ 卸電気通信役務の提供に関する命令・裁定

ア 特定卸電気通信役務については、その提供に係る協議の円滑化を促進するため、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者に対して他の電気通信事業者が特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず、当該特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者がその協議に応じず、又は協議が不調となった場合で、当該契約の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、正当な理由があると認めるとき等

を除き、総務大臣は、当該電気通信事業者に対し協議の開始又は再開を命令するものとするされています（法第 39 条において準用する法第 35 条第 1 項）。

イ 特定卸電気通信役務以外の卸電気通信役務についても、電気通信事業者間において、当事者の一方が卸電気通信役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず、他の一方がその協議に応じない場合等には、総務大臣は、他の一方に対し協議の開始又は再開を命令することができるものとされています（法第 39 条において準用する法第 38 条第 1 項）。

ウ また、電気通信事業者が他の電気通信事業者と卸電気通信役務の提供に関する契約を締結しようとする場合であって、当事者が負担する金額や提供の条件等について協議が調わないときは、総務大臣の裁定を申請することができます（法第 39 条において準用する法第 35 条第 3 項）。

エ ウの場合のほか、上記アの命令があった場合において、当事者が負担する金額や提供の条件等について協議が調わないときは、総務大臣の裁定を申請することができます（法第 39 条において準用する法第 35 条第 4 項）。

(4) 一般利用者の保護

電気通信事業者は、「卸役務」方式により役務を提供する場合にあっても、次の一般利用者を保護する規律について遵守する必要があります。

- ・ 契約前の説明（法第 26 条）
- ・ 契約後の書面交付（法第 26 条の 2）
- ・ 初期契約解除制度（法第 26 条の 3）
- ・ 業務の休廃止の周知義務（法第 26 条の 4）
- ・ 苦情等の処理義務（法第 27 条）
- ・ 不実告知等及び勧誘継続行為の禁止（法第 27 条の 2 第 1 号）
- ・ 自己の名称等又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為の禁止（法第 27 条の 2 第 2 号）
- ・ 勧誘継続行為の禁止（法第 27 条の 2 第 3 号）
- ・ その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止（法第 27 条の 2 第 4 号）
- ・ 媒介等業務受託者に対する指導等の措置義務（法第 27 条の 4）

詳細については、電気通信消費者情報コーナー

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/shohi.htm)
をご確認ください。

4 接続

(1) 概要

- ① 一般に、電気通信事業者は、そのネットワークを相互に接続することにより、通信可能な範囲を広げるとともに、利用者に対して総合的なサービスを提供することが可能となります。
- ② 前述の「卸役務」方式のように、一方の電気通信事業者が、他方の電気通信事業者に電気通信役務を提供し、後者が、利用者に対し、これを再販する方法のほか、それぞれの事業者が、利用者に対し、接続点を責任分界点として、自らの電気通信設備に係る電気通信役務を提供する方法（「接続」方式）も、一般的に採用されています。
- ③ この「接続」方式における利用者料金の設定方法は、事業者間の協議により決められるのが一般的であり、その方式には、
 - ア 一方の事業者が、他方の事業者が提供する電気通信役務の料金を、自らが提供する電気通信役務の料金と併せて、利用者に対し設定する方式（いわゆる「エンドエンドの料金設定」）
 - イ それぞれの事業者が、自らが提供する電気通信役務の料金を、利用者に対し、それぞれ設定する方式（いわゆる「ぶつ切りの料金設定」）等がありますが、主にアの方式が採用されています。
- ④ エンドエンドの料金設定の場合は、一方の事業者が利用者料金をまとめて設定しているため、一見して、「卸役務」方式と区別がつきにくいケースがありますが、「卸役務」方式とは異なり、あくまで、それぞれの事業者が利用者に対し直接に役務を提供しており、利用者に対し契約履行責任を負っているものです。

(2) 「接続」方式に係る手続

- ① 接続点の先にある他の電気通信事業者の電気通信設備は自らの電気通信設備ではないので、当該電気通信設備に係る部分については、法第 13 条や法第 16 条第 4 項の規定に基づく電気通信設備の概要の変更手続、法第 41 条の技術基準適合維持義務といった電気通信回線設備を設置する電気通信事業者に係る規律は適用されません。
- ② ただし、接続点の先にある他の電気通信事業者の電気通信設備を第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる場合にあっては、当該電気通信設備部分に対して技術基準適合維持義務等が適用されます。また、接続をすることにより、提

供区域（いわゆるサービスエリア）が拡大する場合には、法第 13 条又は法第 16 条第 4 項の規定に基づく業務区域の変更の手続が必要となることがあります。さらに、電気通信事業者においては、業務区域の変更手続きに加え、接続しようとする電気通信事業者名及び接続の場所等に係る手続も必要となる場合があります。（法第 13 条、法第 16 条第 4 項、法第 122 条）

※ 施行規則様式第 3（ネットワーク構成図）には、他の電気通信事業者との相互接続点、当該他の電気通信事業者の名称等を記載することとされています（施行規則様式第 3 注 2）。

(3) 合意の要否

① 接続応諾義務（法第 32 条）

電気通信事業者の設置する電気通信回線設備は、国民生活や経済活動の基盤となる公共性の高いものであることから、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者には、その設置する電気通信回線設備について正当な理由がある場合を除き、他の電気通信事業者からの接続の請求に応じる義務が課されています。

② 指定電気通信設備

ア 第一種指定電気通信設備（法第 33 条）

加入者回線を相当な規模で有する電気通信事業者の設置する電気通信設備への接続は、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、利用者の利便性の増進の観点から極めて重要であることから、当該電気通信事業者の業務区域を含む都道府県の区域内の加入者回線の 50%以上を有する電気通信事業者の設置する電気通信設備であって、加入者回線及び加入者回線を用いる電気通信役務を提供するために設置するものを第一種指定電気通信設備として指定し、接続料や接続の条件を定めた接続約款を認可対象とし、その公表を義務付けています。

イ 第二種指定電気通信設備（法第 34 条）

相対的に多数の移動端末設備を収容する電気通信事業者は他の電気通信事業者との接続において優位性があると認められるため、接続条件の公正性・透明性等を担保する観点からその電気通信設備については第二種指定電気通信設備として指定し、接続約款を届出対象とし、その公表を義務付けています。

ウ 現在のところ、第一種指定電気通信設備にはNTT東日本・西日本の伝送

路設備等が、第二種指定電気通信設備にはNTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、沖縄セルラー電話、Wireless City Planning及びUQコミュニケーションズの伝送路設備等が、それぞれ指定されています（令和5年8月時点）。

③ 接続命令・裁定（法第35条）

ア 上記①のように、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者には、その設置する電気通信回線設備について接続応諾義務が課されており、他の電気通信事業者が当該電気通信事業者に対し接続協定の締結を申し入れたにもかかわらず、当該電気通信事業者がその協議に応じない場合であって、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、協議に応じないことについて正当な理由があると認めるとき等を除き、総務大臣は、当該電気通信事業者に対し協議の開始又は再開を命令するものとされています（法第35条第1項）。

イ このほか、電気通信事業者間において、当事者の一方が接続協定の締結を申し入れたにもかかわらず、他の一方がそれに応じない場合であって、一定の要件を満たす場合は、総務大臣は、協議の開始又は再開を命令することができます（法第35条第2項）。

ウ 電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が負担する金額や接続の条件等について協議が調わない場合は、総務大臣の裁定を申請することができます（法第35条第3項）。

エ ウの場合のほか、上記ア及びイの命令があった場合において、当事者が負担する金額や接続の条件等について協議が調わない場合は、総務大臣の裁定を申請することができます（法第35条第4項）。

[参 考]

IRUの要件

要件① 使用権を取得する電気通信事業者の同意なしに契約を破棄することができないこと。

光ファイバ等の使用権の設定を受ける電気通信事業者の同意なしに、当該光ファイバ等の所有者が一方的に契約を解除できる破棄可能な契約の場合、当該光ファイバ等を電気通信事業者が安定的に支配・管理しているとはいえません。安定的なサービス提供を確保するためには、電気通信事業者の同意がなければ契約を解除できないことが契約書等で確認されていることが必要です。

ただし、使用権の設定を受ける電気通信事業者が債務不履行又は契約違反を行い、かつ、一定期間を定めて催告等をしてもお支払いをしない場合又は契約違反の是正をしない場合について、当該光ファイバ等の所有者が契約の解除を行うことが可能である旨を契約に定めることを妨げるものではありません。

【IRU契約書の例】

(提供原則)

第〇条 甲による本物件の使用は、甲の書面による同意なしに乙から一方的に中断あるいは終了し得ないものとし、この原則に基づき、乙は本物件を提供し、甲はこれを電気通信事業用として長期安定的に使用することができる。

(注) 甲：電気通信事業者、乙：設備の所有者

要件② 使用期間全体にわたる合理的な使用料金の設定がされていること。

契約途中における禁止的使用料金の設定により当該光ファイバ等の継続的な支配・管理に支障をきたさないことを提供料金面から担保するものです。

【IRU契約書の例】

(提供料金)

第〇条 本物件の提供料金は、減価償却費、支払利息、公租公課、保守管理費、施設の移設費、障害復旧費、送電施設使用料、ならびに乙が負担する道路・河川占用料および占用手続に要する費用等の経費を基礎に算定するものとする。

要件③ 電気通信回線設備所有者によって対象物件に第三者担保権が設定されていないこと。

当該光ファイバ等について第三者の担保権の設定がなされた場合、担保権の実行により電気通信事業者の使用権が消滅するおそれがあり、当該光ファイバ等を電気通信事業者が安定的に支配・管理しているとはいえません。

ただし、その特殊性から第三者担保権の設定が通常想定されない電気通信回線設備（通信衛星等）や契約期間内に当該担保権が実行され電気通信事業者の使用権が消滅する可能性が著しく低い等、当該電気通信事業者の安定的な支配・管理が確保されると認められる場合には、この限りではありません。

【IRU契約書の例】

（権利の譲渡）

第〇条 甲及び乙は、相手方の書面による事前の承認を得ずに本契約に定める自らの権利義務を第三者に譲渡・転貸し、または第三者のために権利を設定してはならない。

要件④ 使用契約期間について、使用契約が安定的であると認められる以下のいずれかの要件を満たしていること。

ア 使用契約期間が10年以上であること。

イ 使用契約期間が1年以上であり、かつ、契約書等において、以下の点が確認されていること。ただし、使用契約期間の累計が10年を超える場合における当該超える部分に相当する契約については、この限りでない。

A 契約の自動更新の定めがあること

B 電気通信事業者の同意がない限り、更新を拒否することができないこと

ウ その他ア、イに類する特別の事情があると認められるものであること。

電気通信事業者が、サービスの提供のために必要とする期間中、当該光ファイバ等を継続的に支配・管理できることを担保するための事項です。

使用契約期間については、光ファイバの法定耐用年数を参考として、「10年」を目安としています。

なお、イのBについては、使用权の設定を受ける電気通信事業者が債務不履行又は契約違反を行い、かつ、一定期間を定めて催告等をしてもお支払いをしない場合又は契約違反の是正をしない場合について、当該光ファイバ等の所有者が契約の更新の拒否を行うことが可能である旨を契約に定めることを妨げるものではありません。

【IRU契約書の例】

(契約の有効期間)

第〇条 本契約の有効期間は、前条の発効の日から、15ヶ年間とする。

(契約の有効期間)

第〇条 本契約の有効期間は、前条の発効の日から3ヶ年間とし、甲及び乙が、契約満了の6ヶ月前までに、更新しない旨を書面により合意した場合を除き、同一条件で本契約が更新されるものとする。以降も同様とする。

IRUに関するQ&A

以下は、IRUの制度に関し、お問合せの多い事項をQ&Aにまとめたものです。

Q 1 光ファイバ等の所有者が、電気通信事業者に対し、光ファイバ等を「IRU」方式で提供する行為は、電気通信役務に該当しますか。

A 該当しません。

Q 2 光ファイバ等の所有者が、電気通信事業者に対し、「IRU」方式により、1条のケーブルのうち一部の余剰芯線を提供することは可能ですか。

A 1 余剰芯線を、芯線単位で提供することは、可能です。

2 ただし、ケーブルの所有者が自ら使用する芯線と、「IRU」方式により提供する芯線とが、明確に区別されている必要があります。

3 当然ながら、芯線の所有者は、後者の芯線を自ら使用することはできません。

Q 3 光ファイバ等の所有者が、他者に対し、「IRU」方式により光ファイバ等を提供し、当該他者が、電気通信事業者に対し、「IRU」方式により当該光ファイバ等を提供することは、可能ですか。

A 可能です。

Q 4 光ファイバ等の所有者が、電気通信事業者でない者（例：地方公共団体）に対し、「IRU」方式により光ファイバ等を提供し、当該地方公共団体等が、提供を受けた光ファイバ等を用いて自営通信網を構築することは、可能ですか。

A 1 可能です。

2 ただし、この場合、当該地方公共団体等は、自営通信網を「設置」（有線電気通信法第3条第1項）していると認められるため、有線電気通信法の適用を受けることとなります。

Q 5 光ファイバ等の所有者が、電気通信事業者に対し、「IRU」方式により、芯線ベースではなく、波長・帯域ベースで光ファイバ等を提供することは、可能ですか。

A 1 光ファイバ等を波長・帯域ベースで提供する場合は、電気通信事業法の適用を受けることとなり、電気通信事業者となっただけが必要です。

2 光ファイバ等を波長・帯域ベースで提供する場合は、当該光ファイバ等の所有者が、波長・帯域を発生させるWDM装置等を含め、伝送路設備の全体を支配・管理している状態にあると認められます。

- 3 したがって、この場合は、IRUの設定を受ける事業者側ではなく、所有者側が、電気通信事業者となり、その伝送路設備について、設備の損傷等の防止、利用者の通信内容の漏えいの防止といった技術基準への適合を維持しなければなりません。